

# 学校だより

令和5年6月1日(木) 第3号

自ら学ぶ生徒・心の豊かな生徒・強くたくましい生徒

さいたま市立西原中学校

住所 さいたま市岩槻区大字岩槻3750番地

電話 048-756-1117

学校 Web ページ <https://nishihara-j.saitama-city.ed.jp/>

## 公布から10年「いじめ防止対策推進法」

校長 細井博幸

いじめの認知件数が増加するこの6月をさいたま市は「いじめ撲滅強化月間」としています。本校でも「いじめ撲滅」啓発用ポスターの作成、「いじめ撲滅」に向けた学級スローガン作り、いじめの未然防止に向けた授業実施、いじめに関する簡易アンケートの実施などの取組を通して、いじめ撲滅のための一か月間としてまいります。各御家庭におかれましても、この一か月間のお子様のちょっとした変化への声掛け、授業、友達関係、部活動などでいじめが疑われるような心配ごとはないかなど、話題にしていただけると幸いです。御協力どうぞよろしくお願いいたします。

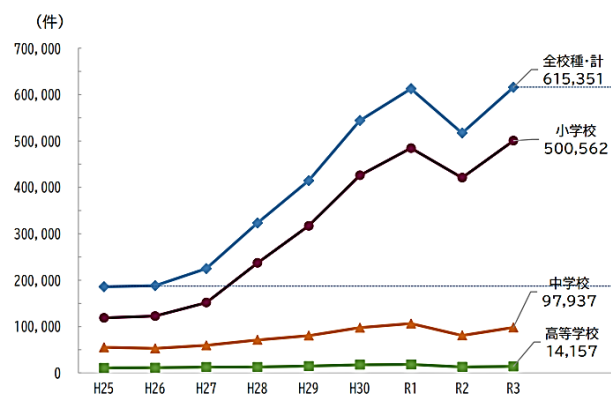
さて、今年「いじめ防止対策推進法」が公布されて10年目を迎えます。この10年を振り返ってみますと、市教育委員会による時期に応じた通知、研修等による指導、各種マニュアルの整備、「いじめ防止シンポジウム」の開催、継続的に実施されてきた校内研修の充実などにより学校及び教職員のいじめに係る対応力は、年々向上しているように感じます。

一方で、昨年11月に文部科学省が発表した令和3年度までのいじめの認知件数の推移をみますと、過去最高の件数となっております。これは、これまで10年間のいじめへの対応が不十分だったからではないと考えます。

認知件数が増加している理由は、学校及び教職員のいじめへの対応力が向上し、些細なことであっても、積極的にいじめと認知し、早期に組織的な対応が実現できているからです。

実際、現在45歳の親御さんが中学校生活を送っていた時と、今のいじめの定義の違いを比べてみてください。

いじめの認知件数の推移



「いじめの状況及び文部科学省の取組について」文部科学省初等中等教育局 R4.11.24  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_ijime\\_boushi\\_kaigi/dai1/siryou2-1.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ijime_boushi_kaigi/dai1/siryou2-1.pdf)

| 昭和61～平成5年度までのいじめの定義  | 平成25年度から現在までのいじめの定義   |
|--|---|
| この調査において、「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。 | 当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と「一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 |

いじめという継続的に行われているか否かと考えがちですが、現在は、期間は判断材料になっていません。それこそ、嫌な事を言われたのが、初めてであっても生徒本人が心身の苦痛を感じていれば、いじめと認知されるものなのです。

御家庭においても、お子様が学校での出来事で心身の苦痛を感じていれば、「それはいじめじゃないよ。」と簡単に判断せず、早期に学校に御相談いただきたいと思えます。

「いじめ撲滅強化月間」とは、いじめ0件を目指すのではなく、むしろ積極的にいじめを認知する月間としたいものです。すべてのいじめに対し、早期発見、早期対応できることこそが、撲滅への道につながるものと考えています。